

# 長崎市へ移住される子育て世帯の方へ！

## 長崎市子育て世帯ウェルカム補助金のご案内

長崎県外から長崎市へ移住し、仕事を始められた子育て世帯※1の方に対して補助金を交付します！

補助  
金額

35万円



(長崎市移住支援補助金も申請する方は10万円)

※1 子育て世帯：中学生以下の世帯員が同一世帯内に1人以上いる世帯のことです。

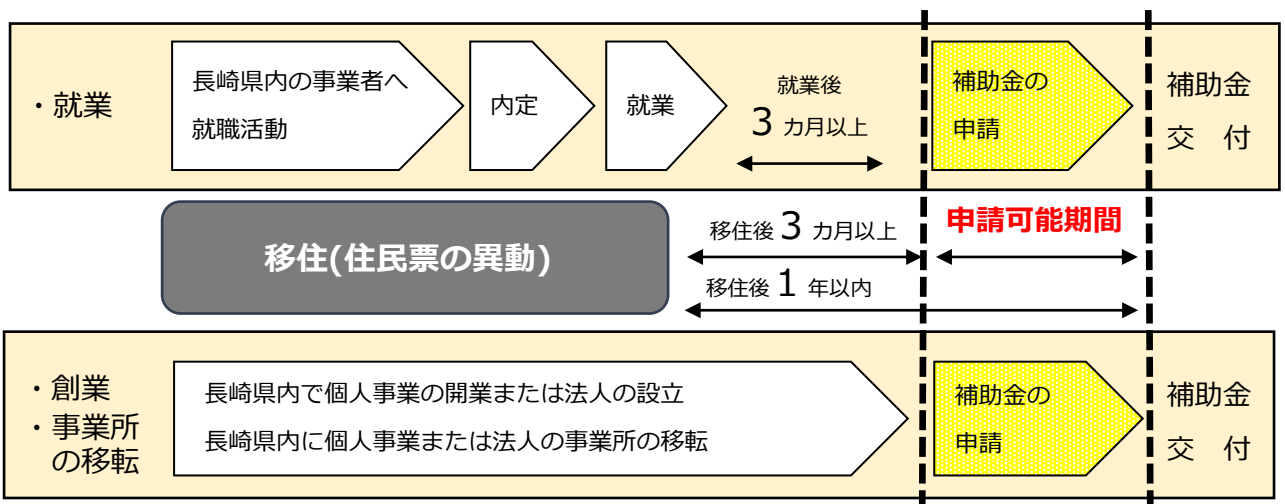
交付には要件があります。主な要件として、次の1、2、3があり、全てに該当する方が対象となります。次の要件のほか、裏面に掲載する要件を満たす必要がありますので、ご確認ください。

対象者の主な要件

- 1 移住元 **1年以上、長崎県外に在住していた方**
- 2 移住先 **長崎市内に転入後1年以内の方**(5年以上継続して居住する意思が必要)
- 3 仕事 **次のア・イ・ウのいずれかの方**
  - ア **長崎県内に事業所を有する事業者※2に就業した方で3カ月以上在職している方**(5年以上継続して勤務する意思が必要)
  - イ **長崎県内で個人事業の開業または法人の設立をした方**
  - ウ **長崎県内に個人事業または法人の事業所を移転した方**

※2 事業者：事業を行う個人(個人事業者)及び法人のことです。

交付までの流れ



### お問い合わせ先

長崎市企画財政部移住支援室

住所：〒850-8685 長崎市桜町 2-22 電話：095-829-1249

E-mail：ijushien@city.nagasaki.lg.jp

ホームページ：[ながさき人になるう](#) [検索](#)



メール



ホームページ

## 補助金の対象要件

補助金の交付対象となる方は、次の1に規定する全て要件を満たし、2、3、4に規定する要件のいずれかを満たす方です。

### 1 共通(1)～(8)全てを満たしていること

- (1)転入する前日まで、連続して1年以上長崎県外に居住していたこと。
- (2)転入する前日において、子育て世帯であること。
- (3)転入日から子育て世帯ウェルカム補助金(以下「補助金」という。)の申請日までの間に、子育て世帯に属していること。
- (4)転入後3カ月以上1年以内であること。
- (5)補助金の申請日から5年以上、長崎市に継続して居住する意思があること。
- (6)世帯員の全員が暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。
- (7)日本人または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。
- (8)長崎市の市税を滞納していないこと。

### 2 就業の場合(1)～(5)全てを満たしていること

- (1)勤務地が長崎県内に所在すること。
- (2)就業先が、長崎県内に事業所を有する個人事業者または法人であること。
- (3)週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助金の申請時において就業先に連続して3カ月以上在職していること。
- (4)補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- (5)転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

### 3 創業の場合

- (1)長崎県内で個人事業の開業または法人の設立を行っていること。

### 4 事業所の移転の場合

- (1)長崎県内に個人事業または法人の事業所を移転していること。

## 補助金申請時の書類

移住の状況により、申請書類が異なります。

申請書類	就業	創業	移転
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(要綱第1号様式)	○	○	○
<input type="checkbox"/> 日本国内からの移住の場合は、移住元の「住民票謄本」または「住民票の除票」 <small>※住民票の除票は、自治体によって証明内容が異なります。1枚で世帯員全員の続柄、転入・転出日がわかる場合は1枚、世帯員1人ずつしか証明できない場合は、申請者と中学生以下の世帯員のどなたか1人の分をご用意ください。</small>	○	○	○
<input type="checkbox"/> 日本国外からの移住の場合は、転入する前日まで1年以上長崎県外に居住していたこと、子育て世帯だったことが分かる書類の写し(例：パスポートなど) <small>※外国語によって作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付してください</small>			
<input type="checkbox"/> 本市の「住民票謄本」	○	○	○
<input type="checkbox"/> 本市の市税を滞納していないことの証明書(完納証明書)	○	○	○
<input type="checkbox"/> 就業証明書(要綱第2号様式)	○		
<input type="checkbox"/> 「個人事業の開業届出書」または「法人設立届出書」の写し		○	
<input type="checkbox"/> 「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」または「異動届出書」の写し			○
<input type="checkbox"/> 日本国籍を有しない場合は、「在留カード」または「特別永住者証明書」の写し	○	○	○

## 注意事項(補助金の返還について)

補助金の交付を受けた方が、補助金の申請日から5年以内に長崎市から転出したときは、**当該補助金を返還していただきます**。また、返還が発生した場合、当該補助金を受領した日から返還する日までの日数に応じ、**年10.95%の加算金が発生する場合があります**のでご注意ください。